

令和5年度

第2回 富山市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和6年2月13日（火）午後3時～午後5時

会 場 富山市役所 8階 大会議室

目 次

I	富山市地域包括支援センター運営協議会評価委員会報告・・・	1
II	富山市地域包括支援センター巡回報告・・・・・・・・・・・・・・	4
III	地域包括ケアシステムについて・・・・・・・・・・・・・・	6
IV	令和6年度地域包括支援センター運営について・・・・・・・・・・	11
V	地域包括支援センターの担当圏域の設定について・・・・・・・・	13
VI	令和6年度富山市地域包括支援センター運営協議会予定・・・	16

I 令和5年度富山市地域包括支援センター運営協議会 評価委員会報告

開催日：令和5年9月20日（水）

開催場所：Toyama Sakura ビル 5階 中会議室

評価委員：相山委員、藤村委員、高原委員、高城委員、木林委員

国が策定した評価指標に対する回答、市の事業評価票による結果について検討を行った。

1 国の評価指標について

国の評価指標による評価結果を踏まえ、センターの課題及び市が今後取り組む内容についてまとめた。

- ・国のセンター指標の結果から、センターが「できている」と回答した割合が低い評価項目（三職種の配置や個人情報の管理、介護支援専門員の研修会等の開催計画の周知等）について、巡回時等に状況を把握し、個々のセンターに助言指導を行う。

設問番号	国評価指標の回答から考えられるセンターの課題	今後市が取り組む具体的対応
組織運営体制等		
16	・個人情報の持出・開示時の徹底した管理	・個人情報の管理の仕方について、継続して全体研修にて周知啓発を行う。管理簿を作成していないセンターには作成をするよう直接指導を行う。 ・各センターでの現状（法人としての個人情報の管理の仕方等）について、巡回指導の際に確認する。
総合相談支援		
24	・相談事例解決の際の市との連携	・センターからの相談に対し、センターの役割・市の役割を明確にし、迅速な対応を行う。
権利擁護		
30	・消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組	・消費者被害に関する情報が市に入った際には、センターへ情報提供し、併せて民生委員、介護支援専門員等への情報提供を呼び掛ける。
包括的・継続的ケアマネジメント支援		
32	・介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催	・センターに対し、年度当初介護支援専門員向けの研修計画を立て、指定居宅介護支援事業所に示すよう周知を行う。
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援		
46	・ケアマネジメントの基本方針について委託先の居宅介護支援事業所への周知が不十分	・委託する際に居宅支援事業所へ説明できるよう、保健師・看護師定例会にて介護予防ケアマネジメントについての講義を取り入れ、センター職員の理解を深める。

《 評価委員からの意見 》

◆国の評価指標について

①生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。

介護保険課の介護給付等費用適正化事業のケアプラン点検と合わせてできれば良いのではないか。

②三職種（それぞれの準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。

介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。

「できている」の割合はこれまでずっと低い。

研修計画を年度当初に出すことをもう少し周知し、準備して出すように言っていないとずっと低いまま。居宅介護支援事業所の管理者として主任ケアマネジャーがおり、特定事業所加算を算定しているところも多くなった。包括の主任ケアマネジャーが研修を全部するのではなく、地域での研修を把握していれば良しとする等、柔軟な対応を検討してもらいたい。

2 市の事業評価票について

市の事業評価票から各事業の実績や成果等を分析し、センターの課題及び市が今後取り組む内容についてまとめた。

- ・成年後見について、制度の活用結びつかなかった理由としては、「制度の必要性についての理解が得られない」「本人の拒否」との声が多く聞かれたため、社会福祉士定例会にて必要な方を成年後見制度に繋げるための研修を行った。
- ・ケアマネジャー支援については、主任ケアマネジャー定例会等で居宅支援事業所の主任ケアマネジャーとの役割分担について共有することを検討する。
- ・地域ケア会議については、困難事例の割合が影響している可能性も考えられる。課題解決までの話し合いが実施できない要因について把握し、地域ケア会議に関する研修の実施について検討する。

《 評価委員からの意見 》

◆センターの評価

成年後見・権利擁護

- ・虐待の終結判断は市町村が行うため、包括は終結を判断する機関ではない。そうした意味では、終結することに対してどれだけ貢献したかというところが評価になるが、中々測りにくい。包括の役割・機能から考えると、虐待の疑いがある事例を早期に発見し、繋ぐことが一番大きな役割。発見機能を包括がどの程度発揮できたか、であれば数で示すことができるのではないか。

地域ケア会議

- ・地域ケア会議は全国的に中々うまくいっていない。好事例を具体的に示すことで、地域ケア会議が見えてくるのではないか。
- ・困難事例が1.5倍に増えたことは、原因がある。その究明も必要。

地域包括支援センターの公正・中立な運営

- ・来年から介護予防支援事業所の指定を居宅介護支援事業所が直接受けることができるようになる。公正・中立に関する指標は、現状では包括から委託した数だが、今後はどう変わってくるのか。公正・中立について何が求められるのか検討して欲しい。

介護予防把握事業

- ・拒否について、なぜ拒否されているのか原因分析を行うことで、その地域の介護予防に対する理解の状況を判断する材料になるのではないか。

Ⅱ 令和5年度富山市地域包括支援センター巡回報告

1 目的

富山市地域包括支援センター運営協議会委員及び市職員が地域包括支援センター（以下、「センター」）を巡回して活動状況や運営上の課題等を聴取・助言し、公正・中立性が保たれているか、法人の理解が得られているか等の確認を行い、センター業務の円滑な実施を図る。

2 期間

令和5年10月26日（木）～11月10日（金）

巡回先 新庄、豊田、大広田・浜黒崎、大山、水橋北、水橋南、針原（計7か所）

3 巡回状況

（1）センターの運営について

①担当エリア

- ・巡回先の担当地域は1～4地区であり、各地区に合わせた事業を展開していた。面積が広いエリアを担当するセンターは、早期に情報を得て介入するため、地域住民とネットワークを構築していた。

②人員配置

- ・人員はほとんどのセンターで適切に配置されている。一部のセンターでは、職員1名欠員の状態が3ヵ月程度続いているが、センターで働きたい人を見つけるのは困難との声があった。また、管理者以外の経験年数が浅いセンターは、管理者の負担が大きくなっている状況であった。

③職員の資質向上

- ・各関係機関から案内される研修等には積極的に参加しているセンターが多かった。

（2）センターの活動について

①令和5年度事業実施について

- ・今年度はコロナ禍前の状況に戻りつつあり、年間計画表に沿って計画的に事業を進めているセンターが多かった。

②事業実施にあたっての問題点や課題

- ・介護予防ふれあいサークル代表者の世代交代がうまくいかず、サークルは継続するが登録はやめるサークルが多くあったとの声が聞かれた。
- ・介護予防支援を引き受けてくれる居宅介護支援事業所がないとの声が聞かれた。

③公正・中立性の確保

- ・センター内で事業所の紹介先の管理を行い、適切に利用者に介護保険事業所を選んでもらえるよう配慮されていた。

④市への要望など

- ・人力的に現行のままでは複雑化・専門化していく総合相談や継続的ケアマネジメント支援等を行うことはできなくなってくる。対応について行政にも考えてほしい。

- ・ケース相談に適切な回答がないこともある。今後専門性の高い問題が多く出てくると思われるため、長寿福祉課に厚い職員配置をしてほしい。
- ・退院直前に「介護保険の手続きをしてほしい」と病院から連絡があるが、要介護認定の手続きをしても結果が出るまでに2ヵ月程度かかるため、認定結果が出ない中で退院となる。退院の見通しが立った段階で連絡が欲しい。

4 運営協議会委員からの意見

(1) センターの運営について

① 法人の理解

- ・役割は理解されている。人員配置がタイトであり、経験の浅い職員育成のために、研修会への参加の機会を増やせる体制を作って欲しい。
- ・もう少し理解と協力をお願いしたい。

② 担当エリア

- ・効果的な業務ができており、事業を実施するにあたっての混乱も生じていない。
- ・地域の高齢者の実情把握不十分と思われる。

③ 人員配置

- ・職員の定着と保健師の配置の検討をすべきと考える。
- ・離職はあるが、異動により確保されている。
- ・欠員の早急な補充が必要。

④ 職員の資質向上

- ・研修会の企画を担当する等、専門職としての資質向上に前向きに取り組んでいる。
- ・概ねとれているが経験の浅い職員も多く、質の向上に努めてもらいたい。

(2) センターの活動について

① 今年度の事業実施状況

- ・目標に向けてできることから着手し、実績を積み上げている。地域の関係機関との連携や地域活動のサポート等、フォーマル、インフォーマルの両方を意識したセンター業務を展開している。
- ・権利擁護、認知症見守り支援の取り組み不十分。

② 事業展開

- ・それぞれの事業の目的を意識して、取り組んでいる。
- ・地域との交流がきめ細かく実施されているので、職員のオーバーワークが無い心配もある。
- ・概ね連携は取れているように見えるが、認知症高齢者対策にも積極的に取り組んでもらいたい。

③ 公平・中立

- ・同一法人の居宅介護支援事業所への紹介については全体の半数を超えていない。

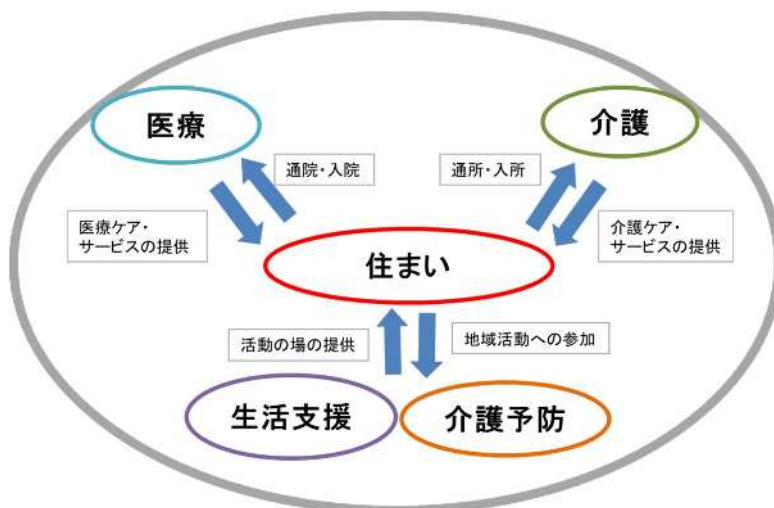
(3) その他（建物・設備、個人情報管理）

- ・相談室はとりあえず確保されているが、プライバシーや動線に配慮してもらいたい。
- ・とりあえず鍵のある書棚にファイルは保存されているが、整理整頓や相談者のプライバシーに配慮してもらいたい。

Ⅲ 地域包括ケアシステムについて

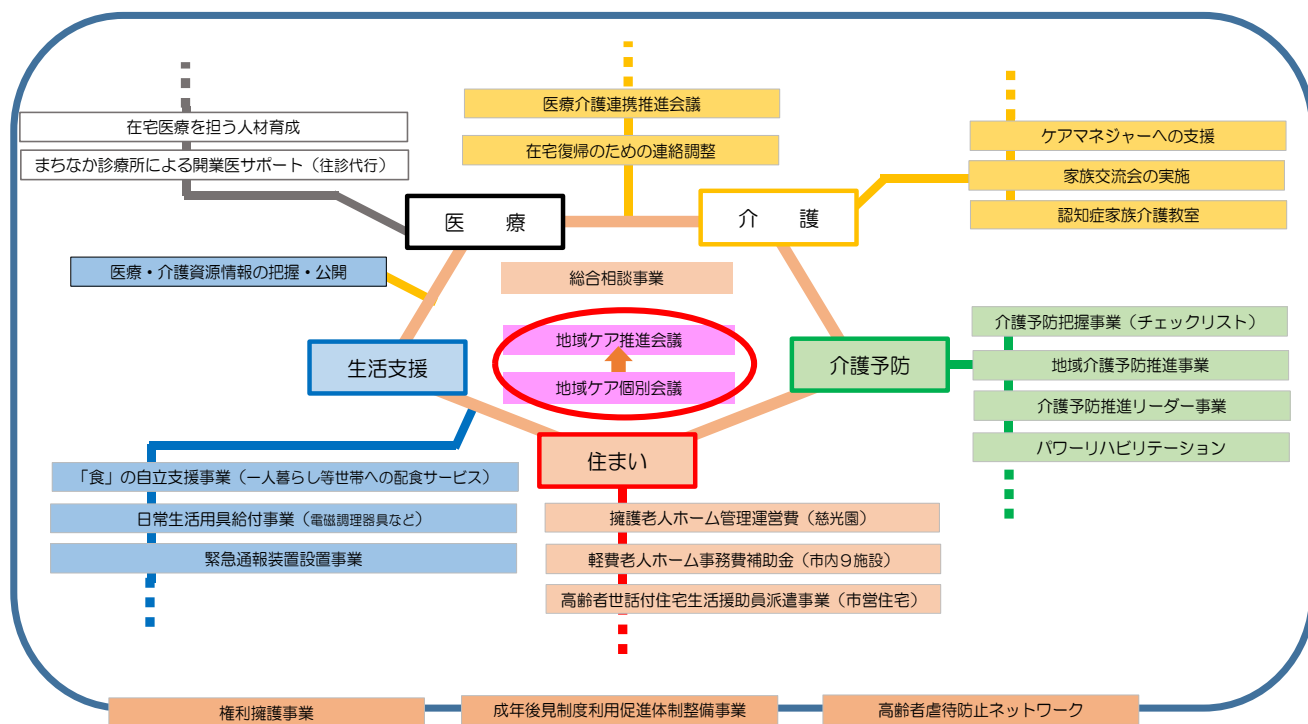
1 地域包括ケアシステムとは

- ・団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進している。
- ・地域包括ケアシステム構築の中核機関として、市町村は地域包括支援センターを設置している。地域包括支援センター運営協議会運営要綱において、運営協議会の所掌事務として地域包括ケアに関する事項が規定されている。



2 富山市の地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの要素に対応した富山市の主な取り組み



3 地域ケア会議について

地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく手法であり、地域包括ケアシステムの実現と深く関連している。

地域ケア会議の機能として以下の機能が期待されている。

①個別課題解決機能

個別ケースについて多職種が多角的視点から検討を行うことにより、個別課題の解決を行う。

②ネットワーク構築機能

地域支援者等の相互の連携を高める。

③地域課題発見機能

個別ケースの背後に潜在する同様のニーズや、地域の現状を勘案しながら、解決すべき地域課題と優先度を明らかにする。

④地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサポートや地域の見守りネットワーク等、必要な資源を地域で開発していく。



⑤政策形成機能

市町村が既存の施策や予算等では地域課題解決が困難な場合、解決に向けた新たな施策の立案や実行につなげていく。

地域ケア会議の役割：各事例を通して導き出した課題→市全体で共有する

4 富山市の地域ケア会議について

(1) 地域ケア個別会議

実施方法：地域包括支援センターへ委託 実施回数：年3回以上

地域において支援や介入が困難な事例について会議を開催し、関係者や地域住民、必要に応じて専門職等を交え、その方の生活を地域でどのように支えていくかを地域包括支援センターが中心となり検討する。また、個別課題の解決の話し合いだけでなく、事例から見えてきた地域課題を明らかにし、『地域ケア推進会議』に繋げる。

R4 年度実績

<開催回数・参加人数>

開催回数 (回)	検討事例数	参加人数 (人)	内 訳	
			関係機関※1	地域住民※2
115	110	831	500	331

※1 関係機関…居宅、介護施設、病院、薬局、保健福祉センター、包括職員等

※2 地域住民…本人・家族、近隣住民、町内会、長寿会、民生委員等

<会議開催の要請者別内訳>

	センター	居宅	地域住民	本人・家族	その他	市町村
会議開催の要請者 (件)	51	35	18	2	7	2

※介護予防のための地域ケア個別会議

実施方法：市主催 実施回数：令和4年度11回 月1回程度実施

地域ケア個別会議の中でも、自立支援・介護予防の観点から踏まえた事例を検討することで、課題解決や自立支援の促進、QOLの向上を目指す。多職種の専門的な視点に基づく助言

を通じて、互いに自立支援に資するケアマネジメントの視点を学び、指導力の向上を図る。

(2) 地域ケア推進会議

実施方法：地域包括支援センターへ委託 実施回数：年1回以上

地域ケア会議（個別事例会議や介護予防のための地域ケア個別会議等）を通じて把握した地域課題に対し、地域住民（民生委員等を含む）とともに対策を検討する。地域における社会資源の再確認や創出を行うとともに、地域で解決が難しい課題に対しては市への政策提言に繋げる。

R4 年度実績

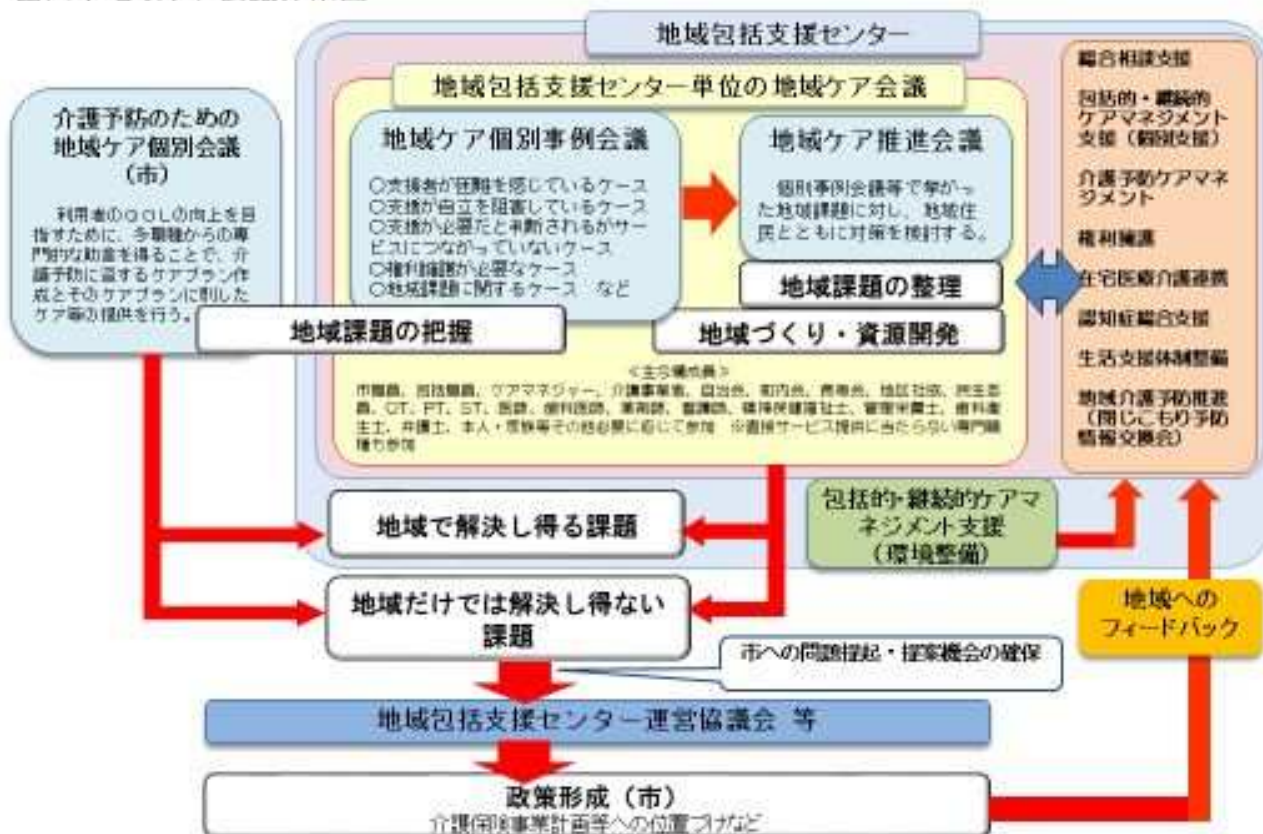
<開催回数・参加人数>

開催回数（回）	参加人数（人）	内 訳	
		関係機関※1	地域住民※2
35	546	200	346

※1 関係機関…居宅、介護施設、病院、薬局、保健福祉センター、包括職員等

※2 地域住民…本人・家族、近隣住民、町内会、長寿会、民生委員等

富山市地域ケア会議体系図



5 地域ケア会議に関する集計

(1) 地域ケア会議の事例について

<報告書内の事例概要において多かったキーワード> (件)

独居・一人暮らし	62
認知症（疑い含む）	54
多問題世帯（同居家族が疾患や障害を有する等）	21
精神疾患	14
高齢者世帯	12

家族の介護負担	9
身寄りがない・キーパーソン不在	8
身体障害・知的障害など	5

その他：アルコール問題、近隣トラブル等

(2) 参加者と共有した地域課題について

【地域ケア個別事例会議】 (件)

孤立、地域との関係性、地域の見守り体制	50
生活環境、交通機関、買い物施設、ごみ収集	16
家族や住民の疾患や障害に対する知識・理解不足	15
身寄りのない人への早期介入、意思決定支援	11
関係機関と民生委員等の支援者の連携	10
制度の普及啓発・活用不足	9
個人情報共有	9

【介護予防のための地域ケア個別会議】 (件)

孤立、地域との関係性、地域の見守り体制	32
生活環境、交通機関、買い物施設、ごみ収集	12
制度の普及啓発・活用不足	2
その他	3

その他：多問題ケースが地域で増加している、家族が介護を抱え込んでいる等

(3) 地域ケア推進会議について

<地域ケア推進会議における「地域で取り組む課題」への地域の取り組み状況 例>

センター名：大沢野・細入地域包括支援センター
地域課題：集まりの場がなく独居高齢者が孤独を感じている 市営住宅入居者の安否確認・支援体制の不安
地域での取り組み： ・笹津7区での定期的な集まりの場がないため、包括や事業所の協力で集まりの場を試験的に開催していく。 ・子どもの数も少なくなっており、外で遊ぶことがないため交流することがほとんどない。世代間交流の場を作り、お互いが見守りあえる地域にしていきたい。 →地域住民と話し合いを重ね、地域住民の交流の促進や安否確認のネットワーク構築のため、笹津7区の集会場で地域カフェ「わくわく交流会」を開催。

＜地域ケア推進会議における「行政に支援を期待する課題」と既存の取り組み・制度 一部抜粋＞

●成年後見・権利擁護

行政に支援を期待する課題	既存の取り組み、制度等
<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者等への成年後見制度利用支援事業での対応。 ・成年後見制度について各町内や老人会などに積極的に出向いて啓発活動を行うべき。 ・ある程度予算を付け、専門家（後見人）を多く育成すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス（弁護士・司法書士費用等の立替え） ・出前講座（「高齢者の権利擁護～成年後見制度について～」） ・リーフレットの作成 ・市民後見人の養成

●重層的支援

行政に支援を期待する課題	既存の取り組み、制度等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の困難事例全般に対応する行政を含めた多職種との包括的な支援チームが構築されるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と適宜連携し、センターと役割分担し支援 ・支援会議 ・重層的支援会議

●ICT

行政に支援を期待する課題	既存の取り組み、制度等
<ul style="list-style-type: none"> ・各町内での ICT の普及。スマートフォン等（それに代わるもの）が高齢者でも理解できるための普及活動実施。 ・スマホを使って新たな交流の機会を持つことができるよう「スマホ教室」を携帯会社とタイアップしてもらえないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアライフ講座（スマホ教室） ・おでかけスマホセミナー

●その他

行政に支援を期待する課題	既存の取り組み、制度等
<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の時点から高齢者や災害時について学習する機会をもつこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の魅力 PR 事業として、中学生に介護に関する理解を深めてもらう取り組みを予定
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 e スポーツに興味を持った方が取り組めるようなサポートを行ってもらい、新たな交流の機会となれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・AI を活用したシステムで介護予防や多世代交流に取り組む予定

6 今後について

地域包括支援センターからあがってきた地域課題を市として把握、類型化し、既存の制度の活用・普及啓発や、関連する協議体等で解決に向けさらに必要な取り組みについて検討していく。また、好事例については今後もセンターに共有していく。

IV 令和6年度地域包括支援センター運営について

1 令和6年度地域包括支援センターへの委託事業（案）について

地 域 支 援 事 業			
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業	包括的支援事業	任意事業
○介護予防ケアマネジメント事業 ○介護予防教室事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防推進事業 ○介護予防訪問相談指導事業 ○介護予防ふれあいサークル事業 ○介護予防推進リーダー事業	○総合相談事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的マネジメント事業 ○認知症総合支援事業 ○生活支援体制整備事業 ○在宅医療・介護連携事業	○認知症高齢者見守り支援事業

2 委託料（案）について

委託料については、センターが高齢者にとって身近な相談機関としての運営基盤が安定するよう基本事業分と出来高分で構成している。

【委託料（基本事業分）について】

高齢者人口の減少に伴い、令和6年度は八尾北・山田が分類Cに、和合が分類Eに変更になる可能性がある。

(令和5年度)

高齢者人口	2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 6千人未満	6千人以上 7千人未満	7千人以上
分 類	F	E	D	C	B	A	AA
委託料 基本事業分 単位：千円	14,850	16,470	18,840	19,640	20,190	22,590	23,340
該当センター数	1	9	1 2	2	3	4	1



(令和6年度予定)

高齢者人口	2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 6千人未満	6千人以上 7千人未満	7千人以上
分 類	F	E	D	C	B	A	AA
委託料 基本事業分 単位：千円	14,850	16,470	18,840	19,640	20,190	22,590	23,340
該当センター数	1	1 0	1 1	3	2	4	1

★担当地区数が3地区で480千円、4地区以上で720千円加算。年間委託料は基本事業分に来高分が加わる。

3 指定介護予防支援事業について

要支援1、2と認定された方で、予防給付に関するケアマネジメントを実施する。また、総合事業における事業対象者への介護予防ケアマネジメントも実施する。

4 八尾南地域包括支援センターの仮移転について

当該包括の受託法人である「社会福祉法人慶寿会」より、建物老朽化に伴い、センター仮移転の申入れがあったことから、令和6年3月1日付けで仮移転を行う。

【現在の所在地】

富山市八尾町乗嶺 546 のりみね苑内

【仮移転先】

富山市八尾町西新町 4005-1

V 地域包括支援センターの圏域の設定について

1 圏域の設定に関する経過

平成 18 年度、介護保険制度改正以前から地域における高齢者やその家族の相談・支援などを担っていた地域型在宅介護支援センターの担当エリアを尊重し、市内 32 か所にセンターが設置されてから、15 年以上が経過した。令和 4 年度に公募をおこない、今年度より新たな委託期間の 6 年間でスタートしたところである。

担当圏域は、センターが設置されてから一度も変更はおこなわれていない。しかしながら、センターが高齢者の相談窓口であることが地域に周知され、相談件数が増加していること、さらに、高齢者人口の増加に伴い、在宅復帰支援件数や給付管理件数の増加、センターごとの高齢者人口数や、担当地区数に偏りがあるなどの課題がある。

富山市地域包括支援センター運営協議会では、継続してセンターの担当圏域に関する協議をおこなっており、今後も引き続き高齢者人口や地域の人口動態を注視しながら、圏域の設定の妥当性について検討を続ける必要がある。

「地域包括支援センターの設置運営について」



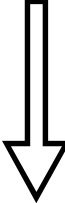
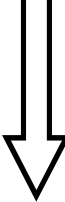


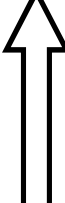
(厚生労働省通知：平成 18 年 10 月 18 日 老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号)

最終改正 平成 30 年 5 月 10 日

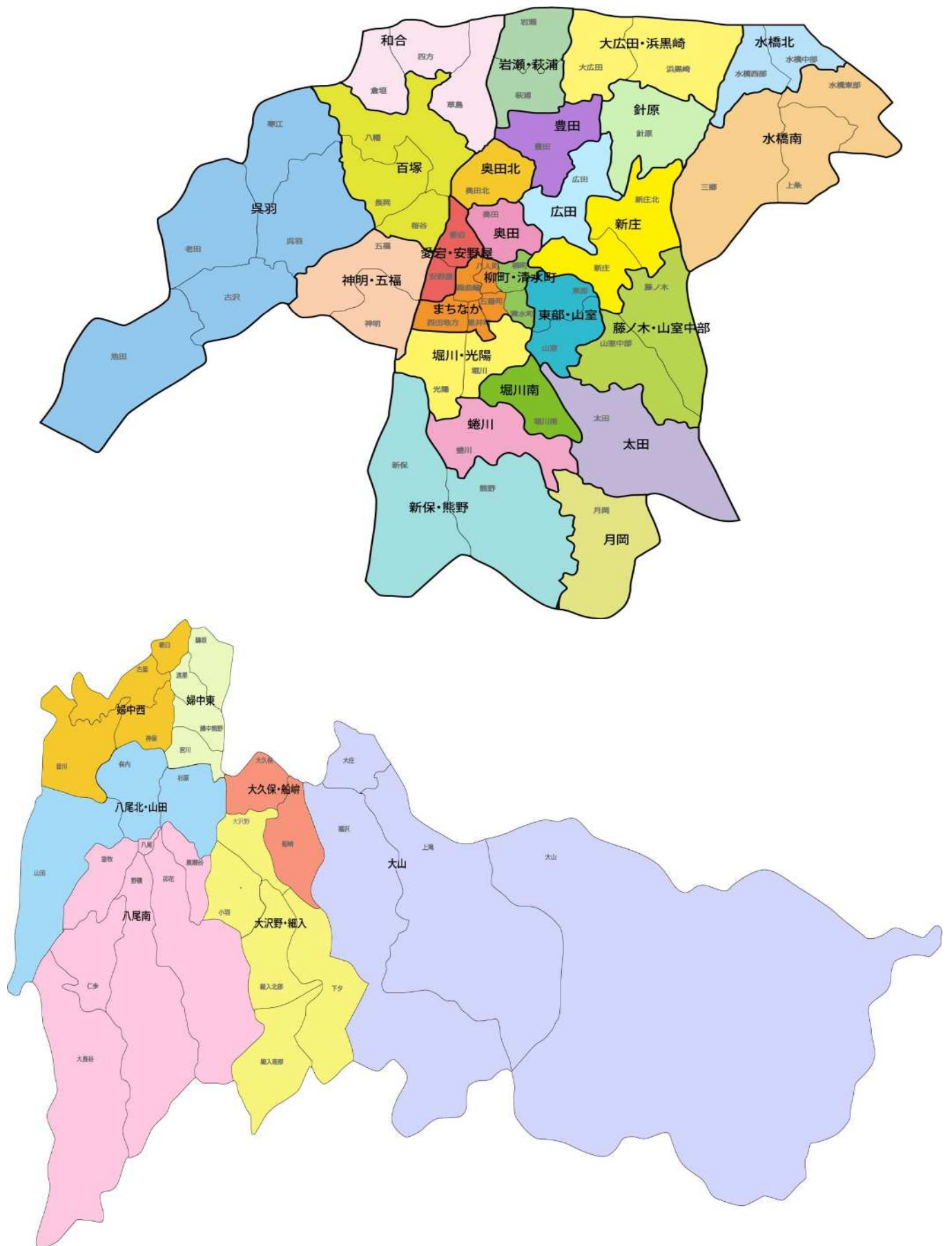
センターの設置運営についての市町村の責務として、①適切な人員体制の確保、②市町村との役割分担及び連携の強化、③センター間における役割分担と連携の強化、④効果的なセンター運営の継続を踏まえながら、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

また、センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的に業務が行えるよう、市町村の担当圏域を設定するものとする、とされた。

2 担当圏域見直しスケジュール（案）

年 度	内 容	委員 任期
令和6年度 (委託2年目)	 <div data-bbox="619 488 1257 616" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 運営協議会（年2回） ・担当エリアについての協議を継続 </div> 	
令和7年度 (委託3年目)		
令和8年度 (委託4年目)	<div data-bbox="491 784 1279 990" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 第2回運営協議会（2月下旬頃） ・担当エリアの見直しの要否及び見直しが必要な場合、具体的な担当エリアについて、協議会意見をまとめる。 </div>	
令和9年度 (委託5年目)	 <div data-bbox="571 1041 1279 1182" style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【担当エリアを見直す場合】 ・公募に向け、各関係機関への周知準備 </div> 	
令和10年度 (委託6年目)		

3 現在の圏域地図



VI 令和6年度富山市地域包括支援センター運営協議会予定（案）

	会議等	内 容	評価委員会	
R6. 4月				
6月	運営協議会①	第1回運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度実績について ・令和6年度巡回についてなど ・1カ所の地域包括支援センター運営法人公募の公募要項、選考基準等について協議 	評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価結果の分析 ・センターの効果的な運営、活動に関する検討など 	
7月				
8月	評価委員会	次期委託候補法人の 公募及び選考審査 （8月～10月）		
9月				
10月	巡回指導	地域包括支援センター巡回指導 7センター程度実施予定。 1回の巡回で2カ所 委員2～3名で実施 （5年で全センターを一巡）		
11月				
12月				
R7. 1月				
2月	運営協議会②	第2回運営協議会 （2月下旬～3月上旬） <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の報告 ・巡回指導報告 ・地域課題に関する協議 ・令和7年度の事業に向けて ・公募結果報告 		
3月				